

「北の木の家」認定要領

1 趣旨

北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という。）は、質の良い道産住宅部材の需要拡大を図るため、「北の木の家」の認定を行います。

2 定義

「北の木の家」は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 合法木材証明制度により合法性が証明された木材を使用していること。
- ② 道内の森林から伐採された木材（以下「道産木材」という。）を使用していること。なお、道産木材は、合法木材証明制度により産地が北海道内であると証明されているものとする。
- ③ ②の道産木材のうち、構造用材にあっては、JAS で認定された、構造用製材（含 水率が20%以下のもの、もしくは防腐加工されたものに限る。）、構造用集成材、もしくは、構造用合板等を使用していること。
なお、構造用製材の含水率及び防腐加工とは、社団法人北海道林産物検査会がJAS 法施行規則第30条の規定に基づき、検査した結果（含水率試験成績等）により、認定工場が格付、表示したものです。
- ④ ②の道産木材の使用量が、延べ床面積 1m² あたり 0.1m³ 以上であること。

3 認定の申請

- (ア) 申請は、建築主が行います。ただし、建築主の依頼を受けた場合は、施工者又は設計士等が申請を代理することができます。
- (イ) 申請に必要な書類は、次のとおりです。
- ① 別記様式1の認定申請書
 - ② 建築確認済証の写し（ただし、都市計画区域外で建築確認が不要の場合はこれに代わるもの）
 - ③ ③合法木材証明書の写し（証明書の中で産地が北海道内であると証明されていること。納品書等で合法性や産地が明記されているものを含む。）
 - ④ 構造用材である場合は、JAS製品であることを証明するもの（社団法人北海道林産物検査会等が発行する『JAS 認定工場証明書』等）
 - ⑤ 構造用製材である場合は、含水率が20%以下であること、もしくは防腐加工されていることを証明するもの（社団法人北海道林産物検査会等が発行する『含水率試験成績通知書』等）
- (ウ) 申請書の提出先は次のとおりです。北海道木材産業協同組合連会
〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 北海道林
業会館3階 電話 011-251-0683
FAX 011-251-0684

4 認定証の発行

- (ア) 道木連は、認定申請書を受理した場合は、速やかに審査を行い、認定する場合

は、2週間以内に、建築主に対し、別記様式2の認定証を発行します。

(イ) 認定申請書及びその添付書類に不備がある場合は、建築主又はその代理人に書類の再提出を求めます。この場合、再提出された書類の受理日をもって(ア)の認定申請書の受理日とします。

(ウ) 2に定める要件を満たさない場合は、「北の木の家」の認定はしません。この場合は、書面により認定しない理由を明記して建築主又はその代理人に通知します。

(エ) 道木連は、認定しない場合に建築主及びその代理人が被る損害及び損失に対しては、いかなる場合であっても一切の責任を負いません。

5 認定の取り消し

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがあります。

① 認定申請書及びその添付書類の記載事項に虚偽があったことが明らかになったとき。

② 申請者から取り消しの申請があったとき。

(イ) 認定を取り消した場合は、別記様式3により、建築主に通知します。建築主は、認定が取り消された場合は、速やかに認定書を返却してください。

(ウ) 道木連は、認定が取り消されたことに伴い建築主及びその代理人が被る損害及び損失に対しては、いかなる場合であっても一切の責任を負いません。

6 手数料 認定手数料として、申請一件につき道木連総会もしくは理事会で決定した金額を申し受けます。

附則

1 この要領は平成18年11月27日から施行します。

2 この要領は平成27年4月1日から施行します。

別記様式2

「北の木の家」認定書

(建築主) 様

物件の名称 .

住居表示 .

延べ床面積 _____ m²

平成 年 月 日付けで申請のありました「北の木の家」認定申請書については、当会の「北の木の家」認定実施要領に基づき審査した結果、要領2に定める要件を満たしていることを認定します。

平成 年 月 日

北海道木材産業協同組合連合会

代表理事会長 松原 正和

別記様式3

「北の木の家」認定取り消しの通知書

(建築主) 様

北海道木材産業協同組合連合会
代表理事会長 松原 正和

次の物件について、「北の木の家」の認定を取り消します。

記

- 1 物件の住居表示
- 2 取り消しの理由